

令和元年12月12日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和元年12月12日（木曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

阿部 かほる 委員長	
辻 畑 めぐみ 副委員長	
西村 勝男 委員	小野 幸男 委員
伊藤 博章 委員	小高 洋 委員

---

出席議長団（1名）

曾我 ミヨ 副議長

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹	市民総務部長 小山 浩幸
健康福祉部長 阿部 徳和	市立病院事務部長 兼 医事課長 本多 裕之
健康福祉部次長 兼 社会福祉事務所長 兼 生活福祉課長 小林 正人	健康福祉部 子育て支援課長 小倉 知美
健康福祉部 健康推進課長 櫻下 真子	健康福祉部 保険年金課長 長峯 清文

---

事務局出席職員氏名

事務局 局長 武田 光由	事務局 次長 兼 議事調査係長 鈴木 忠一
議事調査係 主査 平山 竜太	議事調査係 主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第 75 号 令和元年台風第 19 号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例

議案第 79 号 令和元年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 80 号 令和元年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 83 号 塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について

請願第 2 号 国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願い申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第75号「令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例」、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第80号「令和元年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第83号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」、並びに、請願第2号「国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第75号、第79号及び第80号、第83号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例など、合計4件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 初めに、保険年金課から、議案第75号「令和元年台風第19号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例」の制定についてご説明させていただきます。

資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の4ページをお開き願います。

これは、台風第19号に伴う災害により、10月12日付で災害救助法の適用を受けるとともに、国から保険税の減免に対する通知を受け、被害を受けた方に対して国民健康保険税の減免を行う条例を制定するものでございます。

2の減免対象者でございますが、①から⑤にあるように、主たる生計維持者の居住する住宅

が損害を受けた場合のほかに、死亡や重篤な傷病を負った場合や行方がわからなくなった場合、収入が著しく減少した場合などが対象となります。

3の減免の内容でございますが、今回の国からの通知では、2の①の住宅が損害を受けた場合の取り扱いにおいて、従来の取り扱いとは異なり、損害金額や所得要件にかかわらず、床上浸水またはそれに準ずる被害があった場合に2分の1の減免を行うものでございます。半壊、大規模半壊の際には同様に2分の1、全壊で全額の減免を行うものでございます。

なお、(2)世帯の生計に変化があった場合でございますが、2の減免の対象者の②から⑤の被害があった際には、従来の災害による被害者に対する国民健康保険税の軽減又は免除に関する条例にあるとおり、所得の状況や被害の程度に応じて、全部から10分の2までの範囲で減免を行うものでございます。

4. 減免の手続につきましては、上記①の住宅が損害を受けた場合には改めて減免の申請の必要はなく、上記②から⑤の場合には必要書類を提出いただくこととなります。

減免の期間でございますが、令和元年10月12日から令和2年3月31日までとなります。

以上でございます。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」と、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」をご用意いたします。

先に、私立幼稚園就園奨励費事業の事業内容についてご説明します。

恐れ入りますが、資料No.5の42ページをお開き願います。

まず、1の事業概要については、記載のとおりですが、ことし10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりましたので、私立幼稚園就園奨励費事業については、平成31年4月から令和元年9月までの6カ月間の期間となります。対象となる児童数が見込みよりも多かったことから、補正予算を計上するものでございます。

次に、2の入園料・保育料の減免限度額ですが、ことし4月から9月までの六月分の減免限度額を記載しております。減免額は、園児の保護者等の市民税の所得割額や兄弟の有無によって決まります。また、ひとり親世帯等については、階層によって別に限度額を設定しております。

次に、3の減免対象者数及び事業費（補助金額）についてですが、減免対象者数を428人と見込んでおりましたが、実際は440人からの申請がありました。また、減免額は、対象人数の増減だけではなく、その年の申請者の通園する幼稚園や兄弟の有無、保護者の所得状況という要素でも変動します。そのため、事業費については、表中、中ほどの6月補正後、見込みにあります事業費の合計のとおり、3,227万9,000円を予定していたところ、令和元年度の交付見込みは3,308万9,000円となります。

4の事業費及び財源内訳についてですが、事業費として153万円を増額補正しようとするものです。なお、財源内訳といたしましては、国庫補助金である私立幼稚園就園奨励費として41万4,000円、一般財源として111万6,000円の見込みとなります。

次に、補正予算についてご説明いたします。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.4の7ページ、8ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第23節償還金利子及び割引料として、6,604万7,000円を計上しております。これは、右端の事業内訳欄に記載のとおり、国庫補助金等返還金費であります。平成30年度の事業で概算交付を受けていた国庫補助金と県補助金において、事業費の確定に伴い返還金が生じるため、増額補正しようとするものです。

続きまして、資料No.4の19ページ、20ページをお開き願います。

第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費の第19節負担金補助及び交付金として、153万円を計上しております。これは、先ほどご説明しました私立幼稚園就園奨励事業費であります。153万円の増額補正をしようとするものです。

次に、補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

同じ資料No.4の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第6目教育費国庫補助金の第3節幼稚園費補助金であります。私立幼稚園就園奨励費として41万4,000円の増額補正をしようとするものです。

子育て支援課からは以上でございます。ご審査について、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課の所管分につきましてご説明いたします。

大変恐縮ですが、資料番号4の「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算資料」と資料番号5の「第4回市議会定例会議案資料」をご用意いたします。

まず、説明の都合上、資料番号5の議案資料の歳出の主な事業内容からご説明いたします。

資料番号5の議案資料37ページをお開き願います。

生活保護扶助費（医療扶助費）につきましてご説明いたします。

1の概要でございますが、生活保護法による医療扶助費につきましては、生活困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対しまして、医療扶助として医療給付を行うものでございます。今年度、がん患者数、精神患者入院者数、透析患者数、移送費対象者数、当初見込み数から大幅に増加し、予算額の不足が見込まれますことから、不足額について補正予算を計上するものでございます。

2の医療扶助の内容につきましては、（1）医療扶助の対象者といたしまして、生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、生活保護受給者の医療費は基本的に医療費の100%全額を医療扶助として負担いたします。

ただし、①障害者総合支援法の公費負担医療が適用される方、②としまして被用者保険、例えば、社会保険等に加入している方につきましては、各制度において給付されない部分、社会保険の場合、3割自己負担部分につきまして医療扶助として給付対象となります。

（2）医療扶助の範囲・方法につきましては、医療扶助の範囲につきましては、①診察、②薬剤、または治療材料等の記載の6項目が範囲となります。また、医療扶助は、原則として本市から医療機関への直接払いとなります現物給付となります。

（3）指定医療機関、診療方針、診療報酬につきましては、医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託し、実施いたします。また、指定医療機関の診療方針及び診療報酬につきましては、特別に定める場合を除き、国民健康保険の例によります。

3の今年度の患者数及び対象者の状況としまして、記載のとおりですが、一例といたしまして、①がん患者数としまして、当初見込み数として延べ70人を見込んでおりましたが、現在のところ、今年度は延べ132人を見込んでおります。他の区分につきましては、一覧のとおりとなります。

4の事業費及び財源内訳としまして、補正する事業費1億2,541万7,000円のうち、財源として国が4分の3の補助としまして、医療扶助費負担金9,406万2,000円、残りが一般財源となるものでございます。

次に、資料No.5の38ページをお開き願います。

東日本大震災災害義援金につきまして、その内容についてご説明いたします。

1の概要ですが、東日本大震災で被災した世帯に対しまして、宮城県災害義援金配分委員会で示された基準及び本市災害義援金配分委員会の審議結果に基づきまして、第11次義援金受付団体分及び第10次の宮城県災害対策本部分の災害義援金を支給するものでございます。また、あわせて、災害義援金の未支給者分につきまして、未支給未申請であった被災世帯が申請したことに伴いまして、今回支給するものでございます。

2の配分基準及び未支給者支給額でございますが、上段の①の表は、今回配分されました義援金受付団体分と宮城県災害対策本部分でございます。支給の合計は、表の一番右側の一番下に記載のとおり、940万7,000円となります。下段の②の表は、義援金未支給分で、今年度に入り、新たに義援金未支給分の申請を行うもので、支給額の合計は、表の一番右の下に記載のとおり、379万4,000円となります。

次に、39ページをお開き願います。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費1,320万1,000円となり、財源として、その他の、一般寄附金及びふるさとしおがま復興基金繰入金となります。

4のこれまでの一人あたり東日本大震災災害義援金配分額につきましては、こちらの表となります。一番上の行でご説明いたしますと、死亡、行方不明者の方の場合は、表右から2番目の列、配分額合計が123万円、64名の方に配分となっております。こちらのほうは、後ほど、ご参照願います。

以上、今回の補正する案件についてご説明いたしました。

次に、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

それでは、大変恐縮ですが、資料番号4の補正予算資料をご用意願います。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

資料番号4の11ページ、12ページをお開き願います。

上から5行目の第3款民生費第3項生活保護費第2目扶助費第20節扶助費の生活保護費の医療扶助としまして、1億2,541万7,000円の増額補正をするものでございます。内訳としては、先ほどご説明したとおり、がん患者等の増加により、今後、生活保護の医療扶助に係る予算額の不足が見込まれますことから、不足分について補正予算を計上するものでございます。

続きまして、下段の第4項災害救助費第1目災害救助費第20節扶助費といたしまして、



1,320万1,000円の増額補正を計上しております。内訳につきましても、先ほどご説明いたしました、東日本大震災義援金の追加配分の確定等により、補正計上するものでございます。災害見舞金31万円、東日本大震災災害義援金1,081万6,000円、東日本大震災災害義援金（宮城県配分）といたしまして207万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

同じ資料No.4の3ページ、4ページをお開き願います。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第3節生活保護負担金のうち、医療扶助費負担金としまして、9,406万2,000円を計上するものでございます。これは、今回補正いたしました生活保護費の医療扶助費の増額に伴い、国庫負担分の4分の3を計上するものでございます。

次に、下段の表になります。第15款県支出金第1項県負担金第1目民生費県負担金第6節災害救助費負担金717万9,000円を計上するものでございます。これは、台風第19号の災害に対しまして、災害救助法の適用となりまして、県から救助に要する費用について災害救助法の担当課として災害分を計上するものでございます。

なお、内訳につきましては、避難所開設費274万3,000円、被災した住宅の応急修理149万8,000円、避難所運営に従事しました時間外手当としまして291万1,000円となりまして、それぞれの所管する常任委員会で、歳出の内容については、ご説明させていただき、民生常任委員会では歳入のみの計上となっております。

次に、下段の表になります。第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金第1節一般寄附金のうち、東日本大震災災害義援金といたしまして、1,289万1,000円を計上するものでございます。こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、東日本大震災義援金の歳入分として計上するものでございます。

さらに、下段となりますが、第18款繰入金第1項基金繰入金、次の5ページ、6ページに移りますけれども、第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節ふるさとしおがま復興基金繰入金のうち、災害救助費として31万円を計上しております。これは、歳出で災害見舞金の歳入分として計上させていただいたものでございます。

次に、資料No.4の26ページをお開き願います。

こちらは、債務負担行為をお願いする内容についてご説明させていただきます。

表の一番上の塩竈市子どもの学習支援事業についてでございます。こちらの事業は、生活困

窮世帯における生活困窮状態の世代間の継続、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するために、生活困窮世帯の子供の学習支援、日常生活習慣、進学に関する支援等を実施する事業となっております。本市では、平成29年度から開始しまして、今年度で3年間実施しておりますが、今年度まで当初予算で計上し、プロポーザル選定、契約等で毎年4月に事業が開始となっております。業者が選定されるまでの4月から7月までの事業を実施できない空白期間がございましたので、来年度につきましては年間を継続し、4月から実施できますよう、債務負担行為の限度額600万円、財源としまして、2分の1補助となりますので、国庫補助金300万円をお願いする内容となっております。

生活福祉課からの説明は以上となります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第79号「令和元年度塩竈市一般会計補正予算」、「母子保健情報連携システムの改修について」、ご説明いたします。

お手元の資料、資料No.4と資料No.5をご用意願います。

まず初めに、概要からご説明いたしますので、資料No.5の40ページをお開き願います。

1の概要につきまして、こちらは記載のとおりでございますが、いわゆる「デジタル手法」の成立による母子保健法等の一部改正により、子供時代の適切な健康管理や自治体等における効果的、効率的な保健指導を行うための母子保健情報連携システムを構築することとなりました。令和2年6月の運用開始に向け、国の補助金を活用し、システム改修を行うため、補正予算を計上しようとするものです。

続いて、システム改修の内容ですが、健康推進課に設置している既存の電算システムの改修を行い、妊婦健診、乳幼児健診の項目のうち、国が電子的記録様式として定める項目について、自治体中間サーバーへの副本登録を行います。このことにより、妊婦健診、乳幼児健診における個人の健康情報歴を本人または保護者がマイナポータル上で確認できるようになります。また、乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになります。

次に、事業費及び財源内訳を説明いたします。

事業費は、192万5,000円です。財源内訳は、国の母子保健衛生費国庫負担金92万8,000円、

一般財源99万7,000円です。

こちらの歳出内訳についてご説明をいたします。

資料No.4の13ページ、14ページをお開きください。

第4款衛生費です。第4款衛生費第1項保健衛生費第3目保健師設置費に192万5,000円を計上しております。事業費の内訳ですが、第13節委託料に補正額全額に当たります192万5,000円を電算業務委託料として電算改修に係る費用を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

同じく資料No.4の3ページ、4ページをお開きください。

3ページ中ほど、第14款国庫支出金です。枠内、上から3段目、第14款国庫支出金第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第1節社会福祉費負担金、母子保健衛生費国庫負担金として92万8,000円を計上しております。こちらは、電算改修に係る費用に対する国の負担金です。この国の負担金は、人口区分で基本額が定められており、人口5万人以上の自治体に対しましては、上限額が139万3,000円となっております。この上限額の3分の2に当たる92万8,000円が、国からの歳入となります。

続いて、資料No.5の40ページにお戻り願います。

今後の予定ですが、補正予算をお認めいただきましたら、来年度9月の運用開始に向けて、1月以降、システム改修に係る契約手続等を順次行う予定となっております。

母子保健情報連携システムの改修についての説明は以上となります。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第80号「令和元年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」についてご説明させていただきます。

初めに、資料No.4「令和元年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」の28ページ、29ページをお開き願います。総括をごらんください。

歳入、歳出それぞれ補正額の欄のとおり、419万円を追加し、補正後の予算総額を60億9,679万円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

同じ資料No.4の32ページ、33ページをお開き願います。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第13節委託料でございますが、説明記載欄

のとおり、電算業務委託料として419万円を追加するものです。

続きまして、資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の45ページをお開き願います。

令和元年5月に、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、被保険者が医療機関等での療養の給付を受ける場合に、オンラインによる資格確認をすることが規定され、国、保険者及び医療機関はオンラインによる資格確認の電子化準備を進めるため、補正予算を計上するものでございます。具体的には、マイナンバーカード及び被保険者証を用いて、オンラインでの資格確認を行うことができるほか、被保険者の特定健診データや薬剤情報などを取得することが可能となるものでございます。

今後の予定でございますが、補正予算をお認めいただきましたら、今年度事業として現在使用しております被保険者番号を個人単位化するため、2桁の枝番付与を行うほか、システム連携のための環境整備を行うものでございます。また、新年度事業としまして、個人単位化した被保険者番号及び国保資格情報をマイナンバーにひもづける作業を含めた各機関とのデータ連携システムである中間サーバーへのデータ登録などを行い、令和3年3月の本稼働を目指すものでございます。

続いて、歳入でございます。

再び、資料No.4、補正予算説明書の30ページ、31ページをお開き願います。

第6款繰入金第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金から419万円を繰り入れするものでございます。これは、事業費の補助内容が未定であるため、歳入を財政調整基金から繰入金を計上するものでございます。

議案第80号に係る説明は以上となります。よろしくご審査、お願いいたします。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第83号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

お手元の資料、資料No.2「令和元年第4回市議会定例会議案」と資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」をご用意願います。

まず、資料No.2、定例会議案の24ページをお開き願います。

この議案は、提案理由にありますとおり、塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者候補者として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定する団体は、2番に記載されております東京都豊島区の特定非営利活動法人ワーカーズコープで、指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

それでは、指定管理者候補者の概要をご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5の50ページをお開き願います。

この団体は、平成13年9月に設立された特定非営利活動法人、いわゆる「NPO法人」です。なお、従業員数は、正職員1,542人、臨時職員2,316人となっております。

6番の活動内容と主な事業でございますが、活動内容としては、①の保健、医療または福祉の増進を図る活動のほか、③の子供の健全教育を図る活動などとなっております。また、主な事業としては、①から⑬にありますとおり、介護サービスや高齢者支援、保育や子育て支援、障がい者福祉サービスなど、福祉に関するさまざまな事業を行っております。また、⑫に記載のありますとおり、指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業を行っております。

なお、児童館及び放課後児童クラブの運営実績につきましては、7番の記載のとおり、児童館は全国で64カ所、うち県内では仙台市で8カ所、また、放課後児童クラブは全国で202カ所、うち県内では仙台市で8カ所の運営を行っております。

次に、候補者選定結果についてご説明いたします。

51ページをお開き願います。

まず、1の選定の経過ですが、ことし9月27日に第1回目の選定委員会を開催し、募集要項等を協議しました。10月1日から、募集要項及び仕様書の公開・配布を行い、1カ月間公募を行いました。10月31日までに2つの事業者から申請がありましたが、1事業者から辞退の申し出があり、11月13日のプレゼンテーション・ヒアリングにおいては、1事業者が出席しております。同日、第2回目の選定委員会を開催し、選定審査を行いました。選定審査の際の選定委員会は、本市職員と外部委員の合計6名で構成され、このうち外部委員としては、専門的知見をお持ちの大学教授、元小学校長、さらに放課後児童クラブの保護者2名に加わっていただき、審査を行いました。

次に、2番の審査の概要でございますが、6名の選定委員が施設運営等に係る12の評価項目を5段階で評価し、比重をかけて採点した提案内容と価格評価の6名の合計点数を2,100点満点とし、その6割以上の1,260点を上回った場合、候補者と選定することといたしました。

3番の審査の結果でございますが、選定委員6名の評価点数の合計が1,634点であり、最低

基準である6割を上回ったため、特定非営利活動法人ワーカーズコープを指定管理者候補者に選定したものでございます。

評価のポイント及び総括は記載のとおりでございますが、評価ポイントの3つ目でございます放課後児童クラブに関して、これまでの指定管理期間中、事業者と利用する児童、保護者及び学校との信頼関係を築き、安定的な運営を維持してきたこと、また、今後もそれが期待できることや、4つ目のこれまでの取り組みの中で、事業者が利用者・地域の課題と捉えている「中高生の居場所の確保」、「児童の学力」、「ひとり親などの家庭に課題のある児童への支援」への対応が期待できるという評価ポイントから、平成29年度からの指定管理期間における実績が評価されたものと考えております。

次に、評価点数等をご説明いたしますので、52ページをごらんください。

4番の選定基準項目と評価点数ですが、評価項目の1の団体としての運営理念及び基本方針等についてから12の提案見積金額までの12項目で、項目ごとの評価得点は表記載のとおりでございますが、総合計が、一番下の記載のとおり、2,100点満点中1,634点となったものでございます。

なお、53ページから61ページまでは募集要項を、62ページから72ページまでは業務仕様書を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第83号「塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」の説明は以上でございます。ご審査について、よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。辻畑委員、どうぞ。

○辻畑委員 生活保護費についてですが、資料は、資料No.5の37ページです。この中の3番、当初見込み数より右の現在の見込み数、かなりふえております。その原因としては、がんは、どんどんふえて、高齢者がふえているということとか、精神疾患の方がふえているということでは、環境の問題とかがあるのかなと思ったり、透析患者さんというのは、糖尿病から腎不全になる方がとても多いので、そういう背景からこのような人数になったかなとは思いますが、ふだんから生活保護を受けていらっしゃる方の健診とか、受診の状況ですね、糖尿病になってもきちんと受診されているのかとか、そういうことについて、何かおわかりでしたらばお願いいたします。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 病状関係の確認等というご質問だと思いますけれども、生活保護は、地区担当ごとにケースワーカーがおりまして、そのケースワーカーが定期的に訪問、あるいは、面談等を行いながら病状確認をする。あるいは、病院との連携を図りながら、今、どういった状況なのか、そういった部分では、連携を図りながら行っているところでございます。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 今のお話にありましたけれども、前に伺ったときというか、私が前、仕事していたときに、なかなか1人の生活保護を担当される職員の方は、なかなか担当する利用者さんが、市民の方が多いというふうに伺ったんですが、今の、訪問するとか、実際、面談する、あとは、医療機関と連携をするというところでは、十分にできていますでしょうか。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 私たちとしては、担当がそれぞれありますので、それにつきましては、定期的に、例えば、月1回訪問して、あるいは、一緒に病院等に受診するために面談して先生とお話しするとか、そういった部分では十分やっているとは考えております。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.5の50ページ、藤倉児童館及び放課後児童クラブのことに關してです。いろいろ審査会の中で効果といいましようか、点数もなかなか高く、引き続き、この事業者に依頼ということはいいことだと思います。

ただ、その中でその施設と、あとは、市と親御さんの定期的な話し合い、情報交換はなされていますか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず、事業者と保護者の話し合いということで、まず、保護者とグループリーダーの方が年に1回面談を行いまして、お子さんの状況ですとか、ご家庭の状況を双方で確認し合っているということです。あとは、随時、保護者が相談したいことをクラブのほうだったり、児童館に報告するというので、その内容、特に気になる点がありましたら、児童館ですとか、事業者から市に報告をいただいているという内容になります。

ただ、1年目につきましては、市が保護者会などに入りまして、直接、保護者の方の声などを聞いていたところですが、2年目、3年目につきましては、ちょっとそこら辺がで

きていなかったものですから、今後、直接お話を聞いたりという場を設けたいと考えております。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 2つ目ですが、これから7時までされるということですが、人的な面で、そこは大丈夫でしょうか。どうしても遅くまで仕事をする親御さんもふえていらっしゃると思うんですが、そのところを教えてください。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保護者から前もって、1カ月前には、どの日にお子さんが利用する、また、時間帯は何時まで利用するということを保護者からクラブのほうに連絡をいただいております。または、直前とかにきちんとこの時間帯まで利用しますということでご連絡をいただきながら、職員体制については、クラブのほうで十分配置できるように工夫をしているということを聞いております。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 もう一つですけれども、支援を要するお子さんが、今、ふえていらっしゃるんですが、そういうお子さんへのケースワーカーとか、専門的な資格を持っていらっしゃる方の、そういう支援というのはありますでしょうか。教えてください。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 市で作成しました仕様書の中に、臨床心理士の方がクラブを年1回、2回以上、巡回をして、お子さんの様子を見ながら、クラブの職員がどのように、そのお子さんに対して対応していくか、支援をしていくのかということの支援策などを臨床心理士の方にいただきながら、それぞれ対応しているところです。

また、児童館には、児童館長がクラブを統括して指導等をしております。クラブのほうで、それぞれお子さんの様子を見ながら、何か対応が必要な場合は、その統括をしている児童館長で対応しまして、教員免許を持っている館長になりますが、そういったところで、お子さんについても対応が十分できるような取り組みをしているということを聞いております。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。



○辻畑委員 ありがとうございます。じゃあ、もう一つ質問をお願いいたします。議案第80号です。

資料No.5の45ページです。

この件については、議会でも、その普及のこととか、いろいろ質問もありました。なかなか、このマイナンバーにしている方は少ないという状況は前聞きましたが、今の段階で、どれくらいの方がカード化していらっしゃいますか。教えてください。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 議会でもご質問が出たかと思うんですが、大体約14%強ぐらいの割合の方がご登録されているような状況かと思えます。

以上でございます。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。やはり今、いろいろ情報の紛失とか、情報が漏れてしまうというところでは、市民の皆さん自身も、あとは、専門の方もいろいろ、これについてはとても危惧されることだということをいろいろな雑誌とかで拝見しています。今、開業医さんも含めて、レセプト請求をするときにオンラインシステムを導入している市内の状況はおわかりですか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらに関しましては、レセプトの電子化事業、以前に行われている状況かと思えます。紙のレセプトからレセプトが電子化されて、それで請求を行っている状況、一般的にはこちらのほうの医療情報とか資格確認を行う際もこちらのいわゆる「レセプトコンピューター」というものですね。レセプトをつくりまして、それを請求する場合に、社会保険診療報酬支払基金、あるいは、国民健康保険団体連合会に請求をするその回線を使いながら請求をするというふうな状況になっている状況でございます。大体、今現在のところは、ほとんどの医療機関がこちらの電子化の作業を行っているのかな、というふうな受けとめている状況でございます。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 じゃあ、おおむね、それは開業医さんも含めてやられているようだという事ですか。なかなかそこまでは把握はできないものでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 レセプトの電子化に関しては、すっかり把握はできていない状況なのですが、おおよそ、多くの医療機関が導入をしているというふうに受けとめている状況でございます。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。少し前に大きい病院にちょっと伺ったときに、このシステムについては、正式には、まだ国から説明はないということで、どんなものかということで、病院自身も不安を抱えていらっしゃるようでした。その設備の面でも、きちんと補助がおりるのかとかということで、いろいろ心配されてきました。

では、これで終わりです。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 私からも何点かお伺いしたいと思います。

まず、議案第75号、国民健康保険税の減免のところからお伺いしたいと思います。資料No.5の4ページにおおよそ、その中身について書いてあるわけではありますが、以前、民生常任委員協議会でもご説明をいただきまして、その中身、あるいは、こういった形で進めるのかなというところについては一定、お聞きをいたしておりました。

そういった中で、その減免の証明といえますか、そういった部分について11月13日のころから発送をかけていただいて、今現在、そういったものを医療機関に持っていけば、そういったものを受けられるという形で進めるかとは思いますが、基本的に、今現在のところ、そういった部分に関しての漏れといえますか、基本的には、こういった形で被災された方々は、この減免というのは、遅滞なく受けられるような状況にあるのかどうか、その確認だけをちょっとさせてください。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 以前の民生常任委員協議会でもご報告を申し上げているところでしたが、こちらの一部負担金減免の取り扱いなのかなというふうなところでございます。こちらに関しましては、国保該当者に関しましては、小高委員がお話いただいたように、10月に各被災を受けた方々には既に送付を行って、減免の証明をお送りさせていただいていると。病院にかかるときに関しましては、その減免証明書とあわせて保険証を提示することによって、速やかに医療機関の受診を受けられるというふうな状況となっております。

ます。

その中での漏れがあるかどうかというふうなところでもございましたが、床上浸水、こちらに関しましては、市で罹災証明をお出ししている方々に関しましては、漏れなくお出ししている状況でございます。その中でお出ししたのが、大分、被災してからたってからの送付だったものですから、病院に対して、この免除の証明書がお手元に届く前に病院にかかった方、こちらに関しましては、病院のほうでお金を取らないように、あるいは、お金を受けても、後からその還付をするというふうな取り扱いを行っている状況でもございました。こちらの減免証明書が届く前の方が、若干、まだ、10月、11月分の方が申請に来ている状況でもございました。こちらのほうが、大体9から12名の方が自己負担を行いながら病院にかかっていたというようなことで、こちらの還付の手続を今現在、進めている状況でございます。

以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。議案の中身とは、ちょっとあれだったんですが、ちょっと関連して気になったものでお聞きをいたしました。

それで、一般会計補正予算の中でちょっとお聞きをしたいなというふうに思うんですが、先ほども辻畑委員から、これについては聞いていないのかな、済みません、何ページだ、母子保健情報連携システムの改修のところでもちょっとお聞きをしたいと思います。資料No.5でいいますと、40ページのところになります。

それで、ちょっと中身がいろいろ難しい単語が出てきて、非常に難しい中身だなというふうに思うんですが、そのシステム改修の内容というところで、先ほどご説明いただきましたが、その自治体中間サーバーへの副本登録というものを行うことにより、1つには、妊婦健診等のそういった個人の健康情報歴をマイナポータル上で確認できるようになると。もう1点については、この健診受診の有無等が、転居時に市町村間で引き継がれるようになるということで、大まかこの2点についてできるようなシステム構築というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 小高委員のおっしゃるとおりでございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。

そうになりましたときに、1つには、そのネットワークの仕組みというか、構築の作り方と  
いいますか、例えば、自治体間での引き継ぎということになりますと、一定、閉じられたネ  
ットワークの中でもできるような気はするんですが、そこにマイナポータルというものを介  
して一定この情報を、さまざまな個人的なパソコン等々からもアクセスができるというこ  
とで、一定、ネットワークが外に向けて開かれるような作り方になるのかなというふう  
に思うんですが、そういった部分でのセキュリティー対策というのが、個人のシステム  
というか、パソコン環境といえますか、そういったものに左右されはしないのかなとい  
うふうに思うんですが、そのあたりについては、いかがでしょうか。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 ただいま、情報管理の安全性というところでのご質疑だ  
ったかと思えます。個人のパソコンというところでは、やはりウイルスの侵入とか、そ  
ういったところがすぐに思い浮かぶところがございますけれども、個人の方の、その  
パソコンのところは、やはりご自分でウイルスソフト等を導入していただくという  
必要があるかとは思いますが、国におきましては、まずシステム面における保護措  
置というものが行われておりまして、この個人番号を直接、中間サーバーの  
ところでは用いないで、符号を用いた暗号化をしているというところで、すぐ  
に個人番号が漏れるというようなことはないというふうになってございます。

また、アクセスできる人を制限や管理を行っているですとか、通信の暗号化や、  
緊急事態においては、サーバーを停止するというような対応も行っているとい  
うことの国の説明になってございます。

以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。先ほど、さまざま暗号化等々、ご説明を  
いただいたんですが、私もちょっとマイナポータルというのは、どんなもの  
だべと思って、まず資料を開いて見てみたり、そういったこともしてみ  
たんですが、さまざま先ほどおっしゃられたように、暗号化、あるいは、  
その電子証明を確認するだとか、フィッシングサイトに注意してくださ  
いだとか、そういった注意点はさまざま書いてあったんですが、いわゆる  
「マルウェア」、あるいは、ウイルスとスパイウェア等々、そういった部分  
について、そのデータに関してマルウェアが混入していないか検査は  
するけれども、安全性は保証できないというようなこと

もちよつと書いてあって、なかなかちよつと心配だなど。

そういった中で、各個人の端末の脆弱性対策、あるいは、マルウェア対策ソフトの利用といった安全対策を行ってくださいということで、一定、個人による部分が非常に大きいなという思いもありまして、その点について懸念が1つあるということをちよつと申し上げておきたいというふうに思います。

それで、今後の話になってくるのかもわかりませんが、どういった形で、じゃあそういった情報を見たいなと思ってログインするのかという点の中で、例えば、カードリーダーというんですかね、そういったものでログインをするか、あるいは、携帯電話、スマートフォン等を用いてということにもなるんだと思うんですが、なかなか難しいというか、なれている方にとっては簡単なのかもわかりませんが、そういった中で私もちよつと聞きたいこともあるなと思って、そのやり方について、どこに聞けばいいのかなと思ったら、ちよつとマイナポータルのページ上で問い合わせ先も見つからなくて、そういったときに、例えば、市に問い合わせが来るといったことがあり得るのかどうか、また、対応ができるのかどうか、ちよつとその辺だけ、お聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 市役所全体のマイナンバーカードに係る施策の部分についてでございますが、市役所でのマイナンバーカードの所管課といたしましては、現在、財政課ということになっております。財政課が、そういった話があったときには、担当をさせていただきますが、直接、何でしょうね、そういう細かいところについては、ずばりお答えをできるような情報は、財政課でも一定時間、お時間を頂戴して回答させていただくというような対応になるのかなというふうに考えておるものでございます。よろしく願いいたします。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

その自治体間連携等々も踏まえて考えますと、一定、そのネットワーク構築に係る部分というのは、理解はするところなんですけど、ただ、各個人というところが、そこにかかわってくる際に、さまざま、特にセキュリティーという関係で、まだちよつと、いろいろ考えなければいけないことがあるのかなというふうにも思っておりましたので、その点については、ちよつと申し述べておきたいというふうに思います。

それで、次に移りたいと思います。先ほど辻畑委員からもお聞きをいたしましたけど、議案第

83号の藤倉児童館の関係で少しお聞きをしたいと思います。それで、先ほど保護者、グループリーダー間で面談の機会があるということでお伺いをいたしました。また、随時、相談ができるということであったわけでありまして、そういった点では、一定、保護者の方との綿密なやりとりというもの、そういうのが構築されてきているのかなど。信頼関係というものもできているのかなというふうには思うわけでありまして、ただ、一方で、もともとの知り合いだったからということもあったのかもわかりませんが、直接その保護者の方から私にご相談がありまして、ちょっとその職員の方の対応でということをご相談いただいたこともあるんです。実際、どういったケースだったかというのは、個人情報関係もあるので、ざっくり申し上げると、やはり支援を要するお子さんへの対応というところで、やはりなかなか難しさがあるのかなというふうには思っております、そういった中で放課後等デイサービスとの連携というところでもさまざま記載もございましたけれども、今現在、その連携というものがどういった形でやられているのか、ちょっとその点についてお聞きをしたいと思いません。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 支援を要するお子さんの中には、放課後等デイサービスを利用されているお子さんもいらっしゃいます。仲よしクラブを週に何回、それから放課後等デイサービスを週に何回ということを利用して、塩竈市内だけでなく、市外の放課後等デイサービスを利用しているお子さんもいらっしゃいますので、いろいろな放課後等デイサービスを利用になっているところで、それぞれの施設のほうとお子さんの状況、それから様子をやりとりするところもあれば、全くそういったことがない施設もあるかとは思いますが、それぞれ学校での様子、放課後等デイサービスでの様子、それから仲よしクラブでの様子を、情報連携ができるようにやりとりをしていただいているということ聞いています。また、そういったことがなかなかできていない施設があるということも聞いております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 まさに、おっしゃられるとおりの状況なのかなというふうに思っておりました。その業務仕様書、今回、資料No.5の62ページに載せていただいておりますが、その一番下の部分(3)を見ましても、基本的に受け入れに対応することと、一方で、ほかの放課後デイサービス等の情報提供、連携等々についての記載がございますので、ぜひこの点について、

難しさはあると思うんです。ただ、この点については、しっかりとやっていただかないと、保護者さん、お子さん、事故等々を含め、大変なことにもなりかねないという懸念もございますので、この点については、改めてよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それで、最後に議案第80号についてお伺いをいたします。資料No.5の45ページのところで、先ほど辻畑委員からも何点かございましたけれども、先ほどカード申請については14%強というところでお伺いをいたしました。それで、ちょっと1点気になったんですが、先ほど辻畑委員の質疑の中で、いわゆるオンライン資格確認システムに使われる回線についての質疑があったかと思われました。それで、そのオンラインレセプト請求システムの回線が使われるということで、開業医を含めて、その整備がどこまで進んでいるのかというところでは、なかなか把握は難しいんだけど、おおむね進んできているのではないかというようなお答えだったかというふうに思いますが、12月の、保険協会、こうした医療団体の調べでは、まだ全体の6割近くがこうした部分、オンライン請求を行っていないということもございまして、今後、ちょっと医療機関の中で一定、難しさが出てくるのではないかなというふうに思っております。

そこで、1つ懸念をしていたのは、仮に行きつけの開業医さん、そういったところで「マイナンバーカードで受けられるんだってよ」、なんていうお話を聞いたんだけど、保険証を持ってこないでマイナンバーカードを持って受診をするといった場合に、保険資格が確認できないというようなことがあり得るのかどうか。あるのであれば、どういった形になるのか。ちょっとその点が気になりますので、お聞きをしておきたいと思っております。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらのマイナンバーを持ちながら、そちらが保険証のかわりに本人の資格確認が行えて、医療機関を受診できるというふうなことの仕組みになっております。ただ、その場合、マイナンバーカードご持参の方、実際に使う被保険者の方々が事前にご本人が、そのひもづけ、登録の作業を事前に行っていないと、マイナンバーカードだけでは受診ができないと。もしやっていない方がいらっしゃる場合には、医療機関、あるいは、薬局の窓口のほうで行えるというふうな状況ではあるようでございます。

以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 そのひもづけ作業というのは、いわゆる先ほどありましたマイナポータルみたいな、

電子証明書のなものというのを作成してのそういったやりとりになるということでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 小高委員のおっしゃるとおりでございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。そういったところが余りにも難しく普及してこないのかなというような気もいたします。

それで、もう一つ、今、お聞きをした中で改めてお聞きをしたいのは、そういったひもづけ作業が各医療機関のところでもできるといった際に、医療機関のほうでは、基本的には、マイナンバーカードを預からないと。マイナンバーについて、その数字そのものをいじるといえますか、手にとることはないというようなお話も前段あったかと思うんですが、その辺がうまく整合性がとれるのかどうか、その点もお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらのマイナンバーカードを使った病院受診に関しましては、まだこれからの状況を見ながらの対応になってくるのかなというふうに思っております。

ただ、こちらのマイナンバーを使った場合、保険証ではなくて、マイナンバーを使った場合に関しましては、例えば、病院の窓口で、病院のほうでは、基本的にはマイナンバーカードは預からないと。窓口において、例えば、顔認証付きのカードリーダーだとか、あるいは、病院の職員、受付の方が目視で確認、あるいは、マイナンバーカードを登録したときに暗証番号を入れるようなんですが、そちらのほうでも登録により、まずは確認を行うというふうな状況になっております。

確かに小高委員がおっしゃるとおり、マイナポータル、つなぎながらの登録、確かに手続としては、いろいろ問題、課題というか、あるかというふうに思っておりますが、そのあたりに関しては、今後、勉強して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ご苦勞がうかがえるご答弁だなということでお聞きをいたしました。なかなか正直、このままではマイナンバーカードそのものの普及というのは広がってこないだろうというふうに私自身は考えております。また、さまざまな点で、やはり懸念が大きいなど。ふだん持ち歩くべきものではないということで、当初は説明はあったかと思うんですが、そういった



マイナンバーカードというものについて、健康保険証のような形で、また、そのほかの点につきましても、さまざま利用拡大をしていこうというような中で、余りにもメリットよりもデメリットのほうが大きくなってしまわないかなということ、その懸念というところ、それを申し上げまして、まず1回目の私からのお伺いとさせていただきます。

以上です。

○阿部委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかございませんか。小野委員。

○小野委員 私からもちょっと確認の意味でお聞きをいたします。資料No.5の4ページの台風第19号による被災対策、国民健康保険税の減免ということでもあります。被災状況でも床上浸水でも半壊だったり、一部半壊だったり、一部損壊だったりということでございますけれども、この3の減免内容によると、半壊、大規模半壊、床上浸水ということでもありますので、これはそういったことに関係なく、床上浸水であれば全て対象ということでよろしいのか、そのところを確認いたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 小野委員のおっしゃるとおりで、床上浸水であれば2分の1の減免というふうなことになります。

以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この辺、床上浸水でも対象にならないとか、そのほかの部分でいろいろな声があるものですから、ちょっと確認をさせていただきました。この点、罹災証明書が出ているわけですから、そういった方には漏れなく周知というか、連絡というのは、再度確認しますけれども、大丈夫でしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの罹災証明、当初受けている、うちのほうで調べていたときと比べまして、まだ若干動いているようでございます。その後にも申請があつて追加されている方もございましたが、そういった追加された方に関しましても、うちのほうから通知、あるいは、こういった書類をお送りさせていただいている状況でございます。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。じゃあ、これはあと来年、例えば、1月に申請した場合、その前の

ものというのは、きちっとした還付だったり、そういった処理というのは、きちっとやっていただくということによろしいのでしょうか。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの一部負担金の免除の証明書が届いている方に関しましては、病院でお支払いいただくことがないので、今後の還付の手続等は必要はないかと思えます。

ただ、こちらの免除証明、こちらの証明書が出てないときに医療機関にかかって自己負担金をお支払いした方に関しましては、後日、後ほど還付というふうな手続になる状況でございます。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。では、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次に行かせていただきますけれども、資料No.5の38ページ、「東日本大震災の災害義援金について」ということで、災害義援金が未支給だったというところで②の義援金未支給者というところで、項目別に、第1次から第11次とか、第1次から第2次ということですが、この支給は申請とか、そういうので支給されるものですか。これは当然、把握している部分に支給されているのこの未支給だったのでしょうか。ちょっとこの内容を教えていただきたいと。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 これにつきましては2通りありまして、1回支給手続をしたものの、振り込まれずに口座、何というんですか、未払い状態であったものが、例えば、調べてみたら亡くなっていて、それは相続ということになりますので、今まで登記等で調べて、息子さん、あるいは、お孫さんとかに相続、調べて頼り出すところが出たのでお支払いする内容、あとは別な支援金、例えば、加算支援金等で申請を受けている中で、義援金をまだお支払いしていなかったということがわかりまして、それでお支払いする内容、こういった2通りということになると思います。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 今回、これは被災された方からの申請でこういったことがわかったということによ

ろしいんでしょうか。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○阿部委員長 よろしいですか。小野委員。

○小野委員 わかりました。こういった部分もしっかりと取り組まれるようお願いをしておきたいと思います。

あと、次に資料No.5の40ページ、母子保健情報連携システムの改修ですけれども、先ほども聞かれておりますけれども、この今回の部分は個人の健康情報履歴と、または転居時の市町村間での引き継ぎの部分だと思いますけれども、このマイナポータルといういろいろなことができるんですよ、これをいろいろ勉強してみますと。この件でお知らせに対しての回答だったり、そういった部分の処理というのは、書かれているとおりで入っていないんですよ。そういったことはできるんですか。この点をお聞きしたいと。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 ただいま、対象者の方へ市がお知らせを、何らかをしたときにマイナポータルで確認がとれるかどうかといった趣旨でよろしいでしょうか。ちょっとマイナポータルでは、そのところは行ってはおりません。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。この点、今後どういうふうな展開になっていくのか、今後の考えなんかがあればお聞かせいただきたいなと。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 このいわゆる「デジタル手続法」というものが成立いたしましたして、行政手続のデジタル化というところが進んでいくものと考えております。今回、ご本人様、あるいは、保護者様がマイナポータル上で乳幼児健診ですとか、妊婦健診の情報を見ることができる、そして既に予防接種の情報も見ることができるようになっておりますので、そういったものご自身の健康管理が一元的にできるようになっていくのかなというふうな進みぐあいであると考えております。今後、さまざまな健康管理の情報なども、国の制度によって行われていくものではないかと考えてございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。今後、いろいろなこの電子化の部分では、結構、全てといたしますか、

業務的なところで取り入れられてくるのかなと思っておりまして、今後ともまたよろしくお願いをしたいと思います。

それで、最後に児童館のほうですね。資料№.5の51ページの塩竈市藤倉児童館及び塩竈市放課後児童クラブ、指定管理者の部分でちょっとお聞きをいたします。51ページのこの1番の経過を見ますと、10月17日の事業説明会の開催では出席者が3事業者ということで、そして10月31日の応募締め切りでは2事業者を受理していると。そして、11月13日の選考委員会の開催では、出席が1事業者になるということで、必ず、今まで運営をされてきている部分の方が残ってくるわけですけれども、この2事業者の方が辞退をするという、そういう何か要因というか、原因というか、その辺、ちょっとお聞きしたいんですね。こっちからの要求に対して時間が間に合わなくて辞退されるものなのか、また、そのほかにもそういった要因があるのか、その辺だけをちょっと教えていただきたい。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 事業説明会には3事業者が出席をしていただきました。それで、結果として、申請書は2事業者から出てきたという経過で、まず、説明会には参加したけれども、申請は出さなかった1事業者についてですが、ことしから大崎市の放課後児童クラブの運営をされている事業者になります。それで、ただ、今回、塩竈市としては、放課後児童クラブと児童館の運営というところをお願いしている内容になっています。また、「地域交流促進事業」といって、地域を巻き込んだいろいろな事業、あとは高齢者の方などとの多様ないろいろな方との交流を図ってほしいという事業をお願いしていたところなんです、そういったところについてまだ不勉強というか、なかなか事業として計画を立てることが難しいということでしたので、今回は申請書は出せないけれども、5年後には必ず申請書を出したいのでぜひお願いしますというようなことでお話をいただいている事業者になります。

それから、もう一つの事業者、申請書を31日までは出していただいたんですが、その後、子育て支援課で申請書の内容を確認させていただきました。その中で、職員体制の部分で放課後児童クラブの各クラブに1人ずつグループリーダーを配置しておりまして、その方について常勤職員を配置するような仕様書の内容になっていたところ、申請いただいたものについて非常勤職員の配置という内容になっていたものですから、こちらについて修正をしていただきたいということでお話をしたところ、ちょっとそれは難しいというようにお話をいただきまして、辞退をしたということの内容をいただいております。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。私はいろいろなところのプレゼンテーションを聞いて判断できればいいのかなと思っていたものですから、その要因というのは何なのかなと思ってお聞きをいたしました。

それで、団体が決まったわけですが、この資料No.5の52ページの評価得点というところで、2,100点満点で6割以上ということで選定するというところでございますけれども、これは総合得点だと思わすけれども、個別に見ていくと6割に満たないところもあると思わすけれども、そういったところというのは、どういった点なんでしょうか。数少ないと思わすので、ちょっとご説明いただければと思います。その内容というのは、どういったところでそこに満たないのか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 6割に満たないのが、12番の提案見積金額という部分で、180点中36点ということで、これは上限額に合わせてどれくらい安く金額を提示してくるかというところで、上限額いっぱい、事業者のほうで提案をしてきた内容となりますので、一番低い点数となったもので、こちら20%の評価得点ということになっています。

それで、ここに対しては、委員が審査をするという内容にはなっておりませんので、この部分、60%を下回る項目とはなっておりますが、それ以外については、おおむね80%程度になっておりましたので、そういうことでこちらの事業者を選定したという経過がございます。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。児童館、放課後児童クラブということで、利用されている親御さん、保護者の方からもいろいろな利用している中でのお話と、先ほどもありましたけれども、そういった保護者とかからのお話をまずしっかり運営されている方の部分でも聞かれましたら、その辺は検討していただいて、こういったところにしっかりと反映して、よりいいものにしていただくように、その辺をお願いして質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○阿部委員長 そのほかございませんか。西村委員。

○西村委員 1点だけ質疑をさせていただきます。資料No.5の37ページ、生活保護扶助費の中で

2番の(2)医療扶助の範囲、方法という中で、薬剤及び治療材料となっていますが、生活保護をされている方の医療薬剤、薬価の部分でジェネリック薬品の使用度合いは、100%ぐらいはいつているのでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○阿部委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ジェネリック、基本的に制度改正になりまして、基本的にジェネリックを使うといった内容の制度内容となっておりますが、ただ、一方では、同じ薬剤の中でも、何というんですか、ジェネリック製品が出ていない部分というのはございます。そこを除いて使用できるものの中でという部分では、たしか80%近くが、今現在、利用されているという記憶がございます。8割くらいは、もうほぼジェネリックという基本的な考え方で指導していますので、お話ししていますので。

以上となります。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 先ほど、10月からその制度が変わったということはお聞きしていますが、8割じゃなくてもっと、失礼ですけれども、生活保護を受けている方につきましては、皆さんのご努力の中で、扶助の中でやられている中で、薬としての効能もさほど変わらないとすれば、その辺は適時に推奨していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○阿部委員長 そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時25分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第75号、第79号、第83号について採決いたします。

議案第75号、第79号、第83号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、議案第75号、第79号、第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について採決いたします。

議案第80号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

---

午前11時28分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号「国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。議事調査係、平山主査。

○平山議事調査係主査 それでは、請願文書表を読み上げいたします。

令和元年12月9日 塩竈市議会定例会請願文書表。

番号、第2号。

受理年月日、令和元年12月3日。

件名、国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用した子どもに関わる均等割の減免制度創設を求める請願。

請願項目。

下記の項目について、塩竈市議会に請願する。

1つ、塩竈市において、国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用し、子供にかかわる均等割額の減免制度を創設すること。

請願の趣旨。

国は、平成30年度より、従来対象となっていなかった自治体の医療費負担増への対応のため、

国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」として約100億円を交付した。このため、塩竈市も新たに交付対象となり、平成30年度分として約450万円、平成31年度分として約400万円程度が既に交付されている。

仙台市等、県内幾つかの自治体は、既にこの「子ども被保険者分」を活用し、子供にかかわる均等割軽減への支援制度を創設している。

塩竈市では、18歳未満の国保加入者は約1,000人であり、均等割額は医療分、1人2万3,100円、後期高齢者分、1人9,000円の合計3万2,100円となっており、均等割額は約3,200万円程度となっている。毎年の交付金額を活用すれば、13%程度の減免が可能となっている。

塩竈市議会に対して、塩竈市において国民健康保険財政調整交付金の「子ども被保険者分」を活用して、18歳未満の均等割額減免制度を創設するよう求めることを請願する。

提出者住所・氏名、塩竈市錦町16の5、塩竈市の国保を良くする会会長。

紹介議員、伊勢由典議員。

以上であります。

○阿部委員長 請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 早朝より議案審査に当たりまして、大変ご苦労さまでございます。

請願第2号については、今、読み上げられた文言での請願ということになります。先ほどの提案の中身にもありますとおり、450万円が塩竈市に来ております。全国の自治体でいいますと25の自治体、私たちがわかる範囲で言いますと、3月7日現在でこの交付金を活用している自治体は25自治体でございます。北海道の旭川市や岩手県の宮古市、仙台市、全国でそういった交付金を活用したこういった均等割等についての減免の制度の創設を行っております。

したがって、今回の請願は、そうした交付金を活用して創設していただきたいと、こういう旨の請願趣旨でございます。したがって、これは市議会に対してそういった請願趣旨を提案し、いずれはその交付金をしっかり活用しながら、均等割等について減免をしていただきたいと、こういう旨の請願でございます。

なお、今年の6月定例会で「国民健康保険の国庫負担増に係る意見書について」の請願が提出されました。当時の民生常任委員会の皆さんの真摯な議論を踏まえて、議員提出議案「持続可能な国民健康保険制度の確立及び財政支援を求める意見書」が本会議で可決され、これは国に対して意見書を提出したというのが、6月27日の時点です。これは、国に対する直接の要望、要請ということになります。



今回は、まさに塩竈市議会並びに塩竈市として、こういった支援金を十分に活用しながらということでの新たな創設をとということになっておりますので、そういった願意をしっかりと受けとめていただきながら、取り扱いの請願について、ぜひ賛同を賜ればと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○阿部委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願ひいたします。小高委員。

○小高委員 ちょっと確認といえますか、当局にお伺いしても大丈夫ですかね。当局にちょっと数字の確認というのをさせていただいても大丈夫でしょうか。この請願の趣旨の中に書いてございますその交付金の額、あるいは、国保の加入者数、均等割額等々につきまして、この数字について少し確認をさせてください。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 こちらの請願の内容に関しまして、その数字としては、大体合致しているのかなというところがございます。詳細な数字については、手持ちで持っておりませんでしたので、ご了承いただければというふうに思います。

以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その合計、1人頭、1人当たり3万2,100円というところで1,000人、約1,000倍というところの計算なのかなというふうに思いますが、そのほか、法定減免分を含めれば、もう少し均等割の総額というものが下がってくるかなというふうにも思っております。

そういった中で、今回の請願に関しましての中身についてであります、いわゆる子育て世帯の負担軽減を図るという観点が大いなのかなというふうに思っております。そういった点では、国保の均等割というものをみますと、もう「おぎゃあ」と出生した瞬間から、年齢、所得に関係なく定額の賦課をされていくということで、少子化というところの関係もあるんだと思うんですが、子育て世帯もやっぱり保険料負担が大きくなってしまいうということもありますので、そういった中の一つの施策なのかなというふうに思っております。そういった中身で、ここにも記載がございますとおり、近くだと仙台市というところがこういった子育て世帯減免という制度をつくって運用しているということになるのかなというふうに思います。

それで、そのほか、さまざまいろいろ調べてみたんですが、例えば、本年の11月14日の全国市長会の国民健康保険制度等に関する提言、この中を見ましても、子育て世帯の負担軽減を図

るため、まさに子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保することということで、市長会としても実施したいということで、国に対してこういった提言を出しているということもありまして、そういった点を踏まえれば、この「子ども被保険者分」としての交付金、額が高い、低いというのは非常にあるかと思うんですが、その点をしっかりと活用していくという点では、いつやるかということがあるんだと思うんですけれども、方向性としてこういった制度についてしっかりとつくっていくというのがいいのかなというふうに思っておりますので、この請願に関しましては、ぜひこれは採択すべきものではないかというふうに考えるということを申し上げまして、終わりたいと思います。

○阿部委員長 そのほかございませんか。西村委員。

○西村委員 請願紹介議員へお伺いします。請願趣旨の中で、仙台市と県内幾つかの自治体とありますけれども、仙台市以外ではどこどこなんでしょうか。

○阿部委員長 伊勢議員。

○伊勢議員 仙台市以外のところについて、ちょっと私も調査不足で、仙台市の制度は承知しておりますが、県内でどこかというのは、ちょっと私もまだ十分熟知はしておりませんので、それは、あといろいろとこれからの調査、研究ということになります。

ただ、一言言えば、仙台市は国保税ではなく国保料ですので、いわば議会に諮らずに設定をしていくということで、市の独自の制度として行ったというふうなことは聞いております。県内はちょっと申しわけないですね。私も調査不足でしたが、その辺は、今後の課題と研究ということでご了承願いたいと思います。

○阿部委員長 次、よろしいですか。小野委員。

○小野委員 では、私からも質疑というか、意見を述べさせていただきたいと思います。

この件については、先ほども市長会等でも提言があつてということでお話がありまして、私もその点につきましては聞いております。それで、この子供に対しての、この請願の趣旨にありますように、「子ども被保険者分」として約100億円、それで塩竈市でも新たに対象となって平成30年度は450万円、平成31年度は400万円ということで書かれております。もともとこの対象年齢という、20歳未満の被保険者人数分を基準にされて交付が決まってくるという、そういったところがございます。そういったところは、この資料は18歳未満の国保加入ということで書かれていまして、塩竈市では1,000人弱というようなお話も聞いているところがございますが、そういったところで、そういった年齢対象者の部分で18歳未満、20歳を基準にされ

ているところで18歳未満というところの減免というのはどうなのか、そういった本来の交付の趣旨的には微妙に異なってくるという、そういった部分とか、全国的に言えば、これを採用しているのが25団体ということでは聞いておまして、県内では仙台市のみという角度で私も聞いているところでございます。

ただ、塩竈市の場合を見ますと、医療費の部分で、支給対象を18歳までに、これまで拡大をしてきたという部分と、子育て支援の負担軽減策については充実を図ってきているところでもありますし、仙台市の場合だと、子供の医療費助成対象が15歳以下ということで、こういった部分で重複という、そういった支援はしていないという、そういった状況もございます。

こういった意味で、塩竈市でもこの創設を行っていただきたいということでございますけれども、塩竈市の場合では、塩竈市は一体これをした場合にどういった影響が出るのか、ほかの保険者さんに対しての負担も生じてくるのかとか、そういったいろいろなところがあると思います。また、市長会、または全国知事会でも、こういった今回の創設の部分では、提言として国のほうにも要望というか、出しているという現状がございますので、私の考えでいきますと、やっぱり今というよりも、まずは、国でもこの部分、全く検討しないとか云々の話でなくて、こういったことも今後きちっと考えていきたいという、そういった国の動き等もございまして、そういった国の動向を見ながら今後考えていくのも一つなのかなと思ひまして、継続をさせていただきながら、我々もその中で勉強させていただけるという、そういう私の考えでございまして。

○阿部委員長 そのほかございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

---

午前11時46分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号について、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りをいたします。

請願第2号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手多数であります。よって、請願第2号は閉会中の継続審査とすることに決定

いたしました。

以上で本委員会を終了いたします。

午前 11 時 47 分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 阿 部 かほる